

日本語・日本文化教育研究会 第30回研究発表会
2017年10月7日(土) 於：大阪大学中之島センター 406号室

パネルセッション

「日本語教育に関わる インクルーシブ教育の日独比較」

真嶋潤子 (大阪大学言語文化研究科)

今井忍 (大阪大学日本語日本文化教育センターCJLC)

モニカ・ウンケル (ケルン大学人文学部+大阪大学言語文化
研究科)

平成29年度大阪大学国際共同研究促進プログラム
「日本語教員養成課程のカリキュラム開発に関する日独比較研究」
(共同研究：代表 真嶋潤子)

パネルセッションの進め方

5

- 趣旨説明 (真嶋潤子)

20

- 日本の留学生教育におけるインクルーシブ教育の現状 (今井忍)

20

- ドイツにおけるインクルーシブ教育の現状 -ケルン大学の例を生かして- (モニカ・ウンケル)

15

- 司会からの質問＋フロアからの質問＋まとめ

趣旨説明と問題提起

発達障害・
学習障害

ディスレ
クシア
(読字障
がい)

身体障害・
精神障害

様々な
障がいと
インクルーシ
ブ教育

自閉
症

インクルーシブ教育

- 障がいのある人（子ども）を含む全ての
人に対してそれぞれの教育的ニーズに
あった適切な支援を、通常の教室におい
て行おうとする教育
- あなたのクラスに障がいを持つ学習者は
いませんか？
- 「排除」でなく「包摂」 inclusion

日本語教育に関わる者が知っておくべきことは？



ドイツにおけるインクルーシブ教育の現状

ケルン大学の例を生かして

Ostasiatisches Seminar, Japanologie
大阪大学大学院言語文化研究科特任准教授

Jun. Prof. Dr. Monika Unkel

はじめに

- ドイツの教育制度の基本情報
- ノルトライン=ヴェストファーレン州のインクルーシブ教育の状況
- ケルン大学での取り組み
- 日本語教員養成課程の対応と今後の課題

はじめに

- **ドイツの教育制度の基本情報**
- ノルトライン=ヴェストファーレン州のインクルーシブ教育の状況
- ケルン大学での取り組み
- 日本語教員養成課程の対応と今後の課題

ドイツの教育制度

- 教育は各州の行政に委ねられている。
(出典:ドイツ連邦共和国基本法第30条)
 - ドイツ連邦共和国 = 16州
- 州によって教育制度も教育内容も異なる
- ケルンが位置しているノルトライン=ヴェストファーレン州 (NRW) を紹介

NRWの基本情報

- 州別の人口数は国内第1位
 - 1,800万人弱
 - 総人口の約22%
- 児童・生徒の総数
 - 200万人弱(約24%)
- 教員の総数
 - 15万人強(その1/3はパートタイム)



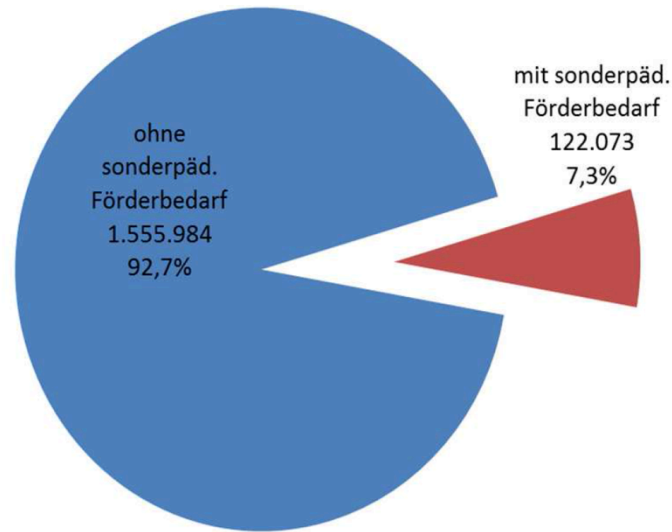
はじめに

- ドイツの教育制度の基本情報
- ノルトライン=ヴェストファーレン州のインクルーシブ教育の状況
- ケルン大学での取り組み
- 日本語教員養成課程の対応と今後の課題

NRWの初等教育・中等教育前半 (1～9年生)の児童・生徒数

特別支援を必要
としない児童・生徒

1,555,984人
92.7%



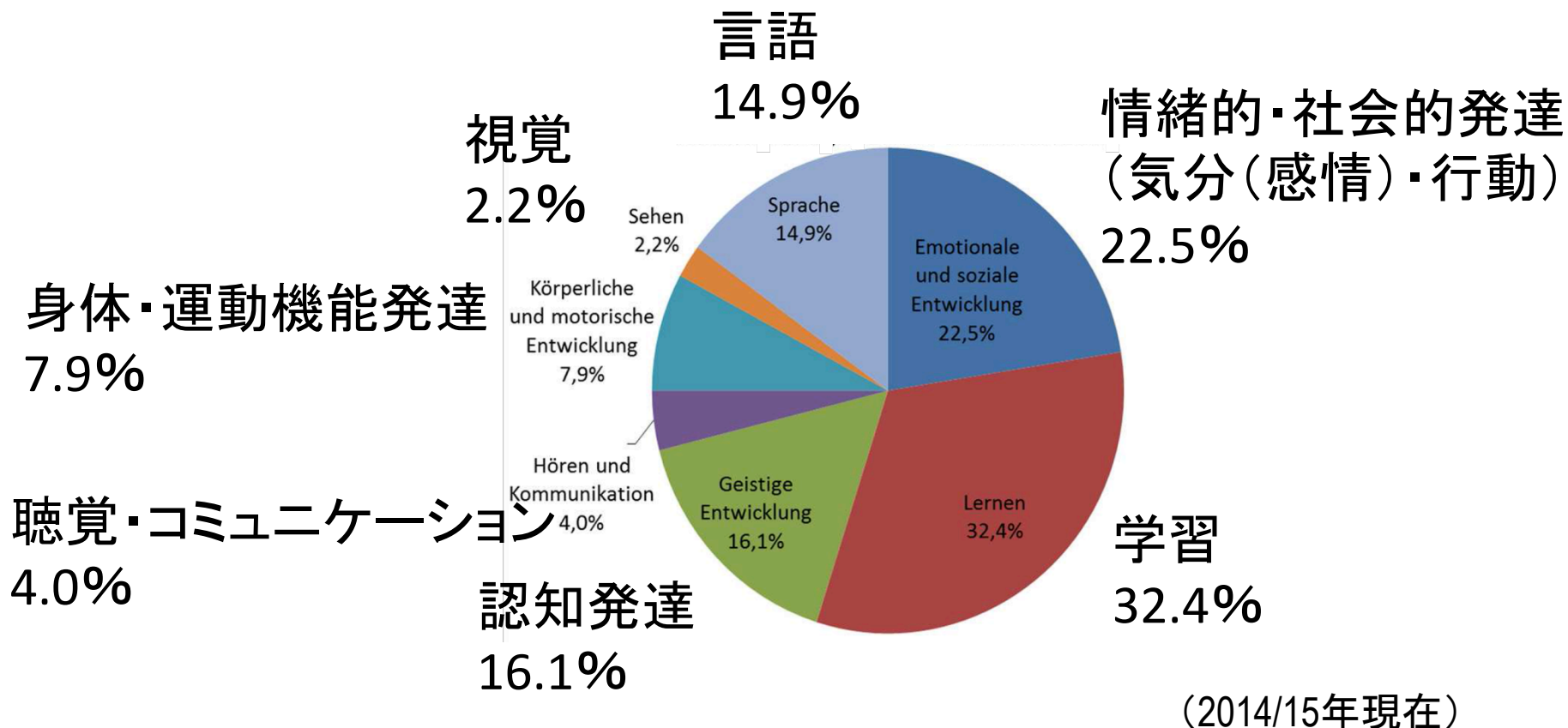
特別支援を必要
とする児童・生徒

122,073人
7.3%

(2014/15年現在)

出典: MSW: *Auf dem Weg zur inklusiven Schule*, p. 48.

特別支援を必要とする児童・生徒



出典: MSW: *Auf dem Weg zur inklusiven Schule*, p. 48.

特別支援を必要とする児童・生徒の 通常学級への在籍割合

		2000 2001	2005 2006	2009 2010	2010 2011	2011 2012	2012 2013	2013 2014	2014 2015
初等教育 (1年生～4年生)	Primar- stufe	16,3	18,3	22,6	24,9	28,5	33,6	38,0	40,2
中等教育 (5年生～9年生)	Sek I	3,5	5,5	9,1	11,1	14,0	18,4	23,9	30,0
初・中等教育 (1年生～9年生)	Primarstufe und Sek I	8,5	10,1	14,6	16,7	19,8	24,6	29,6	34,0
初・中等教育 (1年生～12年生)	insgesamt	8,8	11,6	16,1	18,3	21,3	25,7	30,3	34,6

(単位: %)

出典: MSW: *Auf dem Weg zur inklusiven Schule*, p. 51.

NRWのインクルーシブ教育の現状

- インクルーシブ教育のケースは増加したが、多くの教員の対応が不十分
 - 教員には必要な知識・能力がまだない
 - 日々の試行錯誤
- これからインクルーシブ教育を教員養成課程に取り入れること

はじめに

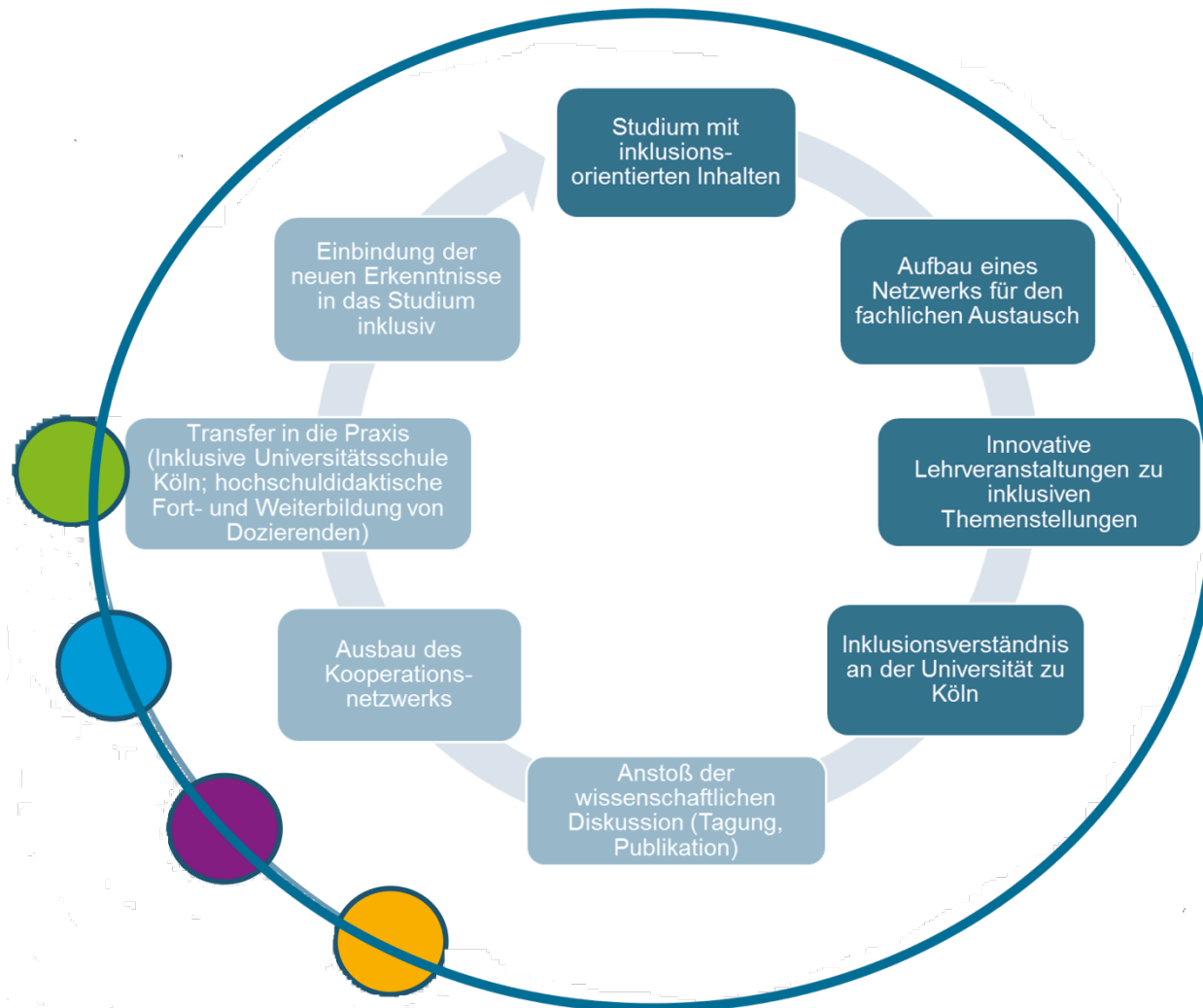
- ドイツの教育制度の基本情報
- ノルトライン=ヴェストファーレン州のインクルーシブ教育の状況
- **ケルン大学での取り組み**
- 日本語教員養成課程の対応と今後の課題

ケルン大学での取り組み

- 多様性とインクルーシブ教育に対応する
ー 教員養成課程の将来を探る
(Zukunftsstrategie Lehrer*innenbildung, ZuS)
(ドイツ連邦教育研究省による科学研究費 2015年～2018年)
 - 理論・実践学習 (Competence Labs)
 - インクルーシブ教育 (Stud_i)
 - 後進の研究者の育成 (Nachwuchsförderung)
 - 質の保証 (Qualitätssicherung)

ZuS

インクルーシブ教育 (Stud_i) の概要



出典: Universität zu Köln: *Heterogenität und Inklusion gestalten* (Poster).

インクルーシブ教育 (Stud_i) の概要

- 学生にインクルーシブ教育の授業(ワークショップ、講義)を提供
- 教科教育と特別支援教育の専門的交流ネットワークを育成
- インクルーシブ教育の新型学習体験を提供
- ケルン大学全体での「インクルーシブ教育」の概念を規定

インクルーシブ教育 (Stud_i) の概要

- インクルーシブ教育に関する学術交流・ディスコースを促進
- 連携ネットワークを拡大
- 研究成果を現場に生かす
- 新しい研究成果をケルン大学のインクルーシブ教育の授業に取り入れる

インクルーシブ教育 (Stud_i)の実際

- 教える側はケルン大学内研修を通してインクルーシブ教育について知識を得る
 - シンポジウム(2012年・2016年)
 - 研修会(2016年以降)
- インクルーシブ教育のこれからの展開を規定する
 - 学際連携のためのワークショップ(2016年以降)
- 各教科の教員養成課程にインクルーシブ教育の授業を取り入れる
 - パイロット(試行)期間:2016年～2018年
 - 一般導入:2018年後期以降

インクルーシブ教育 (Stud_i)の実際

- インクルーシブ教育について知識を得る
 - シンポジウム(2012年・2016年)
 - 研修会(2016年以降)
- インクルーシブ教育のこれからの展開
 - 学際連携のためのワークショップ(2016年以降)
- インクルーシブ教育を取り入れた教師養成課程
 - パイロット(試行)期間:2016年～2019年
 - 一般導入:2019年後期以降

研修会

- 年に2回
- 特に外国語教科を中心に
- 今までのテーマ
 - 学習障害・発達障害
 - 自閉症スペクトラム
- 今後のテーマ
 - ディスレクシア
 - ...

インクルーシブ教育での学習者への対応

- 対処法は...？
 - それぞれの学習者のニーズによって必要な支援が異なる
 - 同じ学習障害のある学習者に対しても唯一の対処法はない
- 現場へのヒントしか与えられない

インクルーシブ教育での学習者への対応

- 客観的、包括的なアセスメントが不可欠
- 教員の実態把握の力量を高めるとともに
特別支援教育の専門家等との連携が必要

インクルーシブ教育での学習者への対応

- 各学習者の教育的ニーズに応じた学習内容・方法を定めて、必要な支援を提供
- 教科教員と特別支援教育の専門家の協力が求められている

インクルーシブ教育での学習者への対応

- 各学習者の個性を認めた個別の指導計画を作成
 - 学習者も取り入れた協働作業を行う
 - 未成年の学習者の場合、保護者にも参加してもらう

インクルーシブ教育での学習者への対応

- 個別学習 (differentiated learning) が必要
- 同じ教室にいる学習者の個々のニーズや学習特性を把握
- 特別支援を必要とする学習者に目的が違うタスクも

→ それぞれの学習者に合わせた教材や教授法、教授手順などを調整しなければならない

インクルーシブ教育での学習者への対応

- ティームティーチングの少人数教室
 - 教科教員と特別支援教員の協力
 - 教員を増加

インクルーシブ教育では学習者への対応

■ クラスルーム運営

- 学問的な学習および社会感情的な学習を促進する (Evertson & Weinstein 2006:4)
- 教科内容に集中する時間を増やす
- 授業妨害を減少させる
- 授業の構造を明確にする

→ 授業時間の有効活用

インクルーシブ教育では学習者への対応

- 「一人一人にとって居心地のよい、最適の学習環境を提供しよう」という心構えを持つ
(横溝 2011:87)
- LD等の学習者に「ないと困る」授業支援は他の学習者にも「あると便利」な授業方策

はじめに

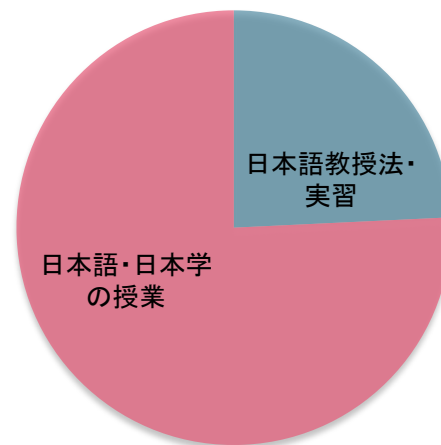
- ドイツの教育制度の基本情報
- ノルトライン=ヴェストファーレン州のインクルーシブ教育の状況
- ケルン大学での取り組み
- **日本語教員養成課程の対応と今後の課題**

ドイツの日本語教育でよく直面する 特別支援を必要とするケース

- 自閉症スペクトラム
- 行動障害 (ADHDなど)
- 視覚障害
- ...

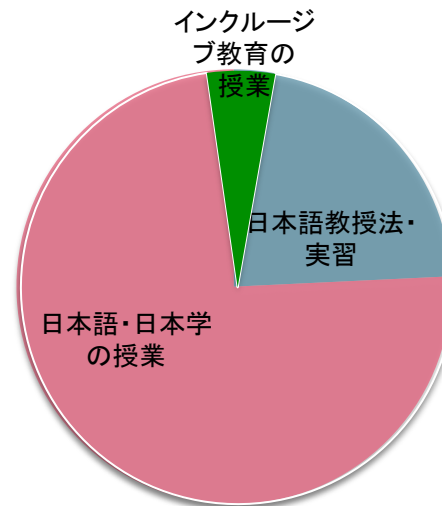
日本語教員養成課程の対応

- 2018年の後期から各学科がインクルーシブ教育の授業を提供しなければならない
- BA/MEdの教科単位 (=日本語) は 99 CP
- そのうち、日本語教授法などの授業は 24 CP 程度、日本語・日本学の授業は 75 CP を占める



日本語教員養成課程の対応

- 2018年の後期から各学科がインクルーシブ教育の授業を提供しなければならない
- これから各教科でインクルーシブ教育の授業を5CP程度取り入れなければならない



教える側の準備

- インクルーシブ教育に関するシンポジウムや研修会に参加する
- 日本語教育の先行研究を参考にする
 - ディスレクシア
 - 視覚障害
 - ろう児
 - CLD児

特別支援に関する日本語教育の先行研究

■ ディスレクシア

- 立教大学池田伸子教授(研究課題番号:15K02657)

■ 視覚障害

- 恵泉女学園大学秋元美晴教授(研究課題番号:25370606)
- 日本工業大学河住有希子教授(研究課題番号:16K02819)

■ CLD児

- 大阪大学真嶋潤子教授(研究課題番号:24320094)

■ ...

特別支援に関する日本語教育の先行研究がない分野

- 日本語教育の自閉症スペクトラムなどの発達障害
 - 科学研究費助成事業データベースの検索では自閉症スペクトラムに関するプロジェクトが960件あるが、日本語教育のプロジェクトはない
- 今後ぜひ研究を促進していただきたい

日本語教員養成課程の今後の課題

- 大学(日本学科)はそれぞれの現象に関する基本知識を提供して、学生にインクルーシブ教育に必要な知識を身につけさせる
- インクルーシブ教育において効果的な教授ストラテジーやスキルを提供する

日本語教員養成課程の今後の課題

- オンライン公開のインクルーシブ教育に関する研修を紹介する
 - ディスレクシアについてスロヴェニア・リュブリャナ大学の守時なぎさ准教授の YouTube動画 (国際交流基金 2015)
- 日本語教育のインクルーシブ教育を研究している学者を招聘して、ワークショップを行う

日本語教員養成課程の今後の課題

- 学習者参加型の活動を積極的に取り入れる
- インクルーシブ教育の体験学習をさせる
- 日本語のインクルーシブ教育の授業を見学する機会があれば、学生自身のそれに関するアクションリサーチも取り入れる
(池田 2016:13-14、池田 2017:99 参照)

日本語教員養成課程の今後の課題

- ドイツの日本語教育でのインクルーシブ教育に関する研究はほとんど実行不可能
- 他の外国語教育および日本における日本語教育のインクルーシブ教育に関する研究成果・教育実践を参考にしながら授業を提供

引用文献

- 池田伸子「多様なニーズに対応可能な日本語教員養成プログラムの開発－態度変容に関する予備的考察－」『日本語教育実践研究第(立教日本語教育実践学会)』3号(2016)pp. 1-19
- 池田伸子「ディスレクシアを抱える学習者に対応できる日本語教員養成－先行研究の分析を通して－」『日本語教育実践研究第(立教日本語教育実践学会)』4号(2017)pp. 91-105
- 横溝紳一郎『クラスルーム運営』くろしお出版 2011
- 国際交流基金ブダペスト / Japán Alapítvány Budapest『ディスレクシア(読み書き障害)と日本語教育』(講師:守時なぎさ)(JFBPオンライン日本語教師研修2015②).
<https://www.youtube.com/watch?v=Q6VVXtyTh0o>, 2017.10.03.

- Evertson, C. M./Weinstein, C. S.: Classroom Management as a Field of Inquiry. In: Evertson, Carolyn M./Weinstein, Carol S. (ed.): *Handbook of classroom management : research, practice, and contemporary issues*. Mahwah, N.J. [et al.]: Lawrence Erlbaum Associates 2006.
- MSW (= Ministerium für Schule und Weiterbildung des Landes Nordrhein-Westfalen): Auf dem Weg zur inklusiven Schule in NRW. Düsseldorf 2015. <https://www.schulministerium.nrw.de/docs/Schulsystem/Inklusion/Praesentation-Auf-dem-Weg-zur-inkluisiven-Schule-in-NRW-August-2015.pdf>, 2017.09.29.
- Universität zu Köln: *Heterogenität und Inklusion gestalten – Zukunftsstrategie Lehrer*innenbildung. Studium inklusiv* (Poster). http://zus.uni-koeln.de/sites/zus/Material_SI/Poster_Studium_inkluisiv.pdf, 2017.09.29.

参考文献

- インクルーシブ授業研究会（編）『インクルーシブ授業を作る』ミネルヴァ書房 2015
- 黒田美保（編著）『これからの発達障害のアセスメント』金子書房 2015
- 榊原洋一『自閉症スペクトラムの子どもたちをサポートする本』ナツメ社 2017
- UNESCO: Overcoming Exclusion through Inclusive Approaches in Education. Paris 2003.
<http://unesdoc.unesco.org/images/0013/001347/134785e.pdf>, 2017.09.29.

ご静聴ありがとうございました。

モニカ・ウンケル
monika.unkel@uni-koeln.de



第30回 日本語日本文化教育研究会研究発表会

日時：2017年10月7日

場所：大阪大学 中之島センター

パネルセッション

「日本語教育に関わるインクルーシブ教育の日独比較」

日本の大学におけるインクルーシブ 教育の現状

今井忍

(大阪大学日本語日本文化教育センター)

はじめに

- 障害者の権利に関する条約（国連）
- 障害者差別解消法（日本）
- 大阪大学での取り組み
- 日本語日本文化教育センターの対応事例
- 問題点

障害者の権利に関する条約（国連）

- 条約の骨子
 - 一般原則
 - 一般的義務（立法・行政措置、研修の促進、など）
 - 障害者の権利実現のための措置
（虐待防止、教育への包容、雇用差別の禁止、など）
- 条約の実施のための仕組み
（統計・資料の収集、実施・監視、委員会の設置、など）

障害者の権利に関する条約（国連）

- 合理的配慮（第二条での定義）

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

障害者の権利に関する条約（国連）

- 2001年：条約検討のための委員会を設置
- 2006年：国連総会において条約を採択
- 2007年：日本が条約に署名
- 2014年：日本が条約を批准
- 2016年現在：

署名国・地域数**160**、締結国・地域数**174**

障害者の権利に関する条約（国連）

- 主要締約国（日本留学生が多い国上位10カ国について）
 - 締約国：中国、ベトナム、ネパール、韓国、インドネシア、スリランカ、ミャンマー、タイ、マレーシア
 - 未締約国：アメリカ合衆国

障害者差別解消法（日本）

- 2006年：障害者権利条約の採択（国連）
- 2012年：差別禁止部会意見のとりまとめ（内閣府）
- 2013年：国会で障害者差別解消法が成立
- 2016年4月1日：障害者差別解消法の施行

障害者差別解消法（日本）



障害者差別解消法リーフレット（内閣府）

- 合理的配慮を軸としている

「障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。」

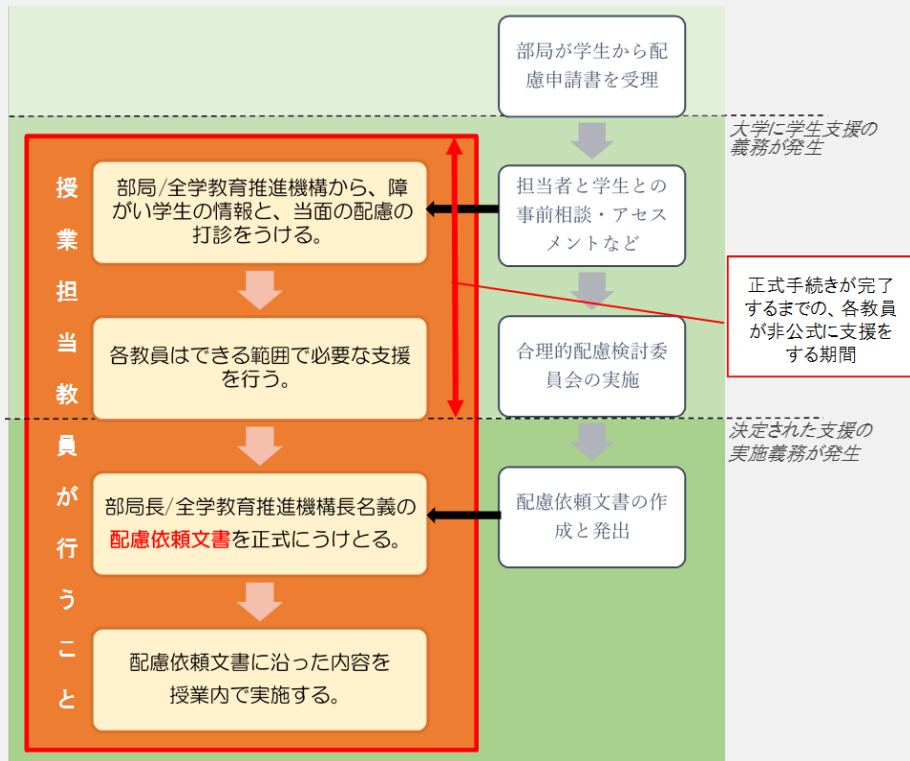
障害者差別解消法（日本）

- 合理的配慮の具体例
 - 障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める
 - 意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う
 - 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する

大阪大学での取り組み

- 2013年：キャンパスライフ支援センターの設置
 - 障がい学生支援ユニット／学生生活支援ユニット／キャリア支援ユニット
- 2016年4月：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」の施行
- 2017年4月：キャンパスライフ健康支援センターの設置

大阪大学での取り組み



- 相談窓口の設置
- 教職員のための対応ガイドラインの作成
- 障害者差別解消法に基づく就学支援システムの作成

教員の対応の流れ図

日本語日本文化教育センターの対応事例

- 個人情報保護のため削除

問題点

- キャンパスライフ健康支援センターの手続きに時間がかかる
→ 約1ヶ月～1ヶ月半
- 本国と同じ配慮ができるとは限らない
→ 「合理的」の基準が異なる
- 外国人留学生特有の問題がある
保護者との面談ができない／在籍期間が短い／日本語や英語による意思疎通が困難な場合がある

参考URL

- 障害者の権利に関する条約（外務省）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html
- 障害者差別解消法（内閣府）
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
- キャンパスライフ健康支援センター（大阪大学）
<http://www.sccl.osaka-u.ac.jp/sasaeru/34aosk>